

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急 激な悪化に対する地方税財源の確保について

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税や地方交付税など一般財源の激減が避けがたい状況となっています。

地方自治体では、医療・介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要請します。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に發揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

- 4 税源の偏在性が小さく、安定した税収が確保される地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であることから、制度の根幹に関わる見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず断じて行わないこと。また、先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものと考えるが、本来国庫補助金などにより対応すべきものであることから今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年9月10日

会津若松市議会議長 清川雅史

あて

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

まち・ひと・しごと創生担当大臣

衆議院議長

参議院議長

その他関係筋

注　なお、衆参両院議長に対する意見書については、表題は「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保について」を「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保に関する意見書」に、本文中「国においては」を「国会においては」に改める。